

送付3-7、15、18、参考送付 陳情審査部分抜粋：

令和 3年10月 7日 企画総務委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 では、まず日程1、陳情審査です。

新たに送付されたものとして、送付3-15、沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を辺野古新基地建設の埋め立て等に使用しないよう求める意見書を国へ提出することについてと、送付3-18、沖縄戦で犠牲になられた方々の遺骨を埋め立てに絶対に使用しないことを求める陳情書があります。この2件は継続審査となっている2件と関連しているため、計4件、一括して審査をしたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。

また本件は、前回の審査と同様に、執行機関からの情報提供というのは、特にないでしょうか。（発言する者あり）

それでは、ないということなんで、委員の皆さんからの質疑等をお受けしますけど。

○木村委員 送付3-7の陳情者の方から、この陳情審査に関わる資料を頂きましたので、各委員の皆様にお配りいただけたらと思うんです。お取り計らいいただければと思います。

○嶋崎委員長 はい。今、木村委員のほうから追加の資料提供があるということのご要望でございますので、皆さん方のお手元に、委員のみ配付をさせていただきたいと思っておりますけど、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、休憩します。

午前10時31分休憩

午前10時31分再開

○嶋崎委員長 委員会を再開いたします。

お手元にご配付をさせていただきました。この資料について何かご説明があれば。

木村委員。

○木村委員 委員長の太っ腹なご配慮で、ありがとうございます。（発言する者あり）

それで、今日、陳情者から提出がございましたこの資料について、簡単に紹介させていただきたいと思っております。

この陳情書は、遺骨が埋まっている南部の土砂を埋め立てに使用しないようにと求める陳情でございます。で、その理由について、三つの点から明らかにしている資料でございます。

見開きで4ページ、5ページをご覧になっていただければと思います。

なぜ使用してはならないのかということのまず第1点目なんですけれども、沖縄島南部地域からの土砂なしにも辺野古新基地に必要な埋立量は確保できるということでございます。この資料の7ページからの資料をちょっと取り外して、できるので取り外していただければと思うんですけれども、資料③のところ、ちょうど7ページのところなんですけれども、昨年4月、防衛省が設計変更申請を行い、埋立必要土砂について調達計画を示しました。で、その内訳がこの7ページの資料3でございます。埋立土砂必要総量は2,018万立米であります。で、沖縄県内から調達可能量が全体で4,476万立米、県外調達可能量が4,840万立米と。ですから南部地区から調達可能量である3,160万立米を取り除いても、十分に2,018万立米、埋立土砂の必要総量は確保できると。そういった点からも南部地区からの土砂を埋立てに使う必要はないと、これが第1点目ござ

います。

それから、2番目の理由は、南部地区一帯は国内唯一の戦跡国定公園に指定されているということでございます。5ページ一番上の行を読まさせていただきます。「戦争の悲惨さ、平和の尊さを認識し、20万余りの戦没者の霊を慰めるために指定された「戦跡としての性格を有する国定公園としては我が国唯一のもの」」、これが南部地区に指定されている国内唯一の戦跡指定公園でございます。この公園の地域の土砂を基地に使っていいんだらうか、これが二つ目の理由でございます。

そして三つ目の理由が、戦没者遺骨収集法が2016年4月から施行され、しかも、平成28年度、2016年から平成36年度、2024年までの間を、遺骨収集を集中的に実施する期間だというふうにこの法律で位置づけられました。この遺骨収集の意味についても、5ページの3の下段にございますけれども、いまだ収容され、または本邦に送還されていない者を収容し、当該戦没者の遺族に引き渡すこと。これまでを遺骨収集と、そういう定義がなされているということでございます。実際に、この資料の14ページにございますけれども、今年の10月からDNA鑑定、沖縄も含めて対象地域が広げられ、遺骨収集に当たってのDNA鑑定の対象地域を拡大するというので、各遺族の方にこういうリーフレットが配られているという状況でございます。

さらに、この資料の12ページには基本的な計画の概要が示されています。この12ページにある基本的な計画概要では、2番目に、関係行政機関との連携協力、その中に厚生労働省から協力を求められたときは、外務省、防衛省、その他関係行政機関は可能な限り協力をするというので、防衛省にも厚生労働省の遺骨収集への可能な限りの協力を法律が義務づけているということでございます。

そういった意味では、今、遺骨収集がなされているときに、その土砂を埋め立てていいのかというのが3番目の理由でございます。

以上が、この資料の中身でございます。

加えて、私のほうからこの資料を踏まえて二つだけ述べさせていただきたいと思っております。

一つは、表土を取り除けば大丈夫なのか。遺骨収集の障害にならないんじゃないかという議論についてであります。で、実はもう沖縄戦から76年たって劣化し、遺骨が風化しかかっていると。その骨が土に混ざっていると、こういう状況だと言われています。加えて、沖縄石灰岩は雨水で浸食されて隙間ができています。その隙間に落ち込んでいる遺骨がたくさんあるといいます。実際に地上から10メートルくらいの下から遺骨を取り出したということもあって言われています。で、ガマフヤー、遺骨収集のボランティアをされている具志堅さんは、遺骨収集を完全にやり切ることは無理だと、こうおっしゃっていて、DNA鑑定ができるような大きな遺骨を収集して鑑定を行い遺族に返すけれども、あとは風化して細くなってしまった風化遺骨は現場に安置して、祈りと未来の子どもたちの平和を考える学習の場にしてほしいと、こう述べています。

それから、もう一点追加したいのは、南部地区とはどういう思想を持った地区なのかということでございます。沖縄戦で亡くなった方は、日本兵、沖縄の住民だけではなく、全国から派遣された兵士もいます。アメリカ兵も行方不明者が約50人いると言われております。朝鮮半島出身者も約3,500人が行方不明で、台湾の方もいます。で、そういった方たちの遺骨もここで眠っているわけです。で、この地は平和の礎に象徴されるように、

令和3年10月7日 企画総務委員会（未定稿）

敵、味方であった過去にもかかわらず、死者と死者は平等に扱われなければならないという思想、言わばノーサイドの思想の地区だということでございます。この地の土砂を基地造りで埋立てに使っていいのか、そういう問題提起だと思います。

以上です。長くなって申し訳ありません。

○嶋崎委員長 とんでもないです。

今、追加の資料につきまして、木村委員のほうからご説明をしていただきました。ちょっと資料が結構多いので、どうしましょうね、取りあえずお目通しをしていただきながらやり取りをできればなと思いますけれども、ほかの委員の皆さんから何か。

○永田委員 遺骨を収容して、可能な限りご遺族の元にお返しするというのはそのとおりだと思います。その中で、今、普天間基地から辺野古に移設という問題がある中で、普天間の基地にある今の米軍基地、あれは大きな滑走路があります。そこももともとは沖縄戦の中で日本軍が守った地域で、あの地域は本来、本土を守るべき沖縄の守備隊の5,000人の兵隊が沖縄を守るために南下して、そこで多分この5,000人ほどですかね、玉砕したと。兩岸から艦砲射撃を受けてほぼ真ん中の普天間基地で多くの日本兵が亡くなったということを聞いています。その後、米軍に接収されて、沖縄自体は返還されたものの、日本政府が行う遺骨の調査というのはもう一切進まない状況で、で、米軍が新しく造った滑走路の多分下には多くの遺骨が眠っているとされています。

普天間基地が日本に返還されれば、あの広大な普天間基地の施設の中の滑走路の下だけではなく、米軍基地の様々な施設の調査が進み、多くの遺骨が見つかるということが今言われています。辺野古に移設するのは主に滑走路の機能ですが、辺野古の滑走路は今の普天間基地よりも短くなりますし、基地の規模そのものは普天間の基地の規模がそのままあそこのキャンプシュワブに移設されてなるわけではなくて、あくまで米軍基地の縮小という中で辺野古に移設ということ聞いております。そうであれば、もう早急に普天間基地を辺野古に移設して、普天間の地域の遺骨の調査を進めることが、ご遺族に遺骨を返す最も大きな効果があるというふうに考えますので、確かに土砂の中に遺骨は含まれているかもしれませんが、それも配慮しながら、調査しながら進めるというふうに聞いておりますので、趣旨は理解いたしますが、実際にはなかなか難しいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○岩田委員 この遺骨を含む土砂を使わぬよう求める意見書を可決した議会は全国で63ございます。で、ある新聞の記事をちょっと読ませていただきますけども、奈良県議会の最年長の県議が各会派に掛け合った。最大会派の自由民主党などからは、当初、沖縄の話だと突っぱねられた。それでも身内の遺骨が入っている土砂だったらどうやと説得し、全会派を賛成でまとめた、とあります。この沖縄戦の死者がいない都道府県はないのでありまして、戦没者との向き合い方が日本全体で問われている話だと思います。それは辺野古移設への賛否以前の問題だと、そのように思っております。また、これが全国で3万筆もの署名が集まっているということもありますので、これはやはり遺骨の眠っている土を使うべきではないというこの意見書を出すべきではないかなと私は思っております。

令和3年10月7日 企画総務委員会（未定稿）

○嶋崎委員長 はい。

小枝委員。

○小枝委員 前回の議会から今回の議会の間に2人の地域の住民からの陳情書が新たに出ているということ。そのことと、それから私自身は今オンラインでの会議ということができるものですから、議会への要請というのをされたこの具志堅さんのお話を直接伺って質問するような機会もありまして、私自身は非常に認識を深めたというところがありまして、どうということかといいますと、その一つは、いや、もう那覇空港の滑走路の下にも遺骨があるじゃないかというようなお話もあったり、ほかのところでもという話も前回あったんですけども、そのことを率直に伺うと、今、硫黄島の滑走路の下の遺骨についてはあるということが明らかになった段階で、先ほど木村さんからも、2024年までは国を挙げて遺骨収集するんだよという話がありましたけれども、まさに去年の4月から埋立てを変更して、これはそういうことはやってはならないということまで力を尽くしているということでした、国の姿勢としてもですね。それと、那覇空港のところについても、これはそういう事実があるならば放っておけるという話ではないと。これは掘り返してもやるべきだというようなこと。これはもう国としても県としても一貫したそこは姿勢でなければならぬというふうに考えているというお答えが具志堅さんのほうからも頂いたんですね。

それで、私、先ほど千代田区の行政のほうからの何の変更もないという話がありましたけれども、岩田さんからも、全都道府県の方がこの沖縄の地に遺骨が埋まっているという話がありましたけれども、以前、私が沖縄の平和使節団に派遣される機会があったときに、当時の幹事長か議長だったと思うんですけども、もちろん自民党の方が、自分の家族、ご存じの方もいると思いますけど、摩文仁に名前が入っているから見てきてねというふうに言われました。で、ああ、そのとき初めてそうだったのかというふうに思いましたし、また、神田の非常に有名な神社の宮司さんも、自分の弟がと言っていたか、お兄さんが言ったと思うんですけど、沖縄にいるんだということをおっしゃっていました。で、行政のほうで平和事業をやっている千代田区として調べていただきたいのは、千代田区の方、東京都で何人というのは分かると思う。さらに千代田区で何人というのももしかしたら分かるかもしれないと思うんですね。で、それはちゃんと確認をしていただきたいというふうに思います。

それと、そのときに具志堅さんがおっしゃっていたのは、とにかく基地の建設に賛成か反対かということではなくて、先ほど身内の遺骨が入っている土砂だったらどうやという話なんですけれども、どうかハードルを下げるだけとにかく下げても、意見書がもし上げられなくても、趣旨、何かそういうふうな形でもいいので、趣旨採択でもいいので、どうか各自治体の共通、何とか一致できることを求めてもらいたいと。それは8月15日に何か靖国神社の前でいろいろなチラシ配りをしている中で、本当に全国からの方が来られているということも分かったし、それが基地賛成、反対というところで別れるのはとてもそういうことではいたたまれないということをおっしゃっていたので、私はそのことを受け止めながら、具志堅さんとしては1,788でしたかね、要請書を送られたと。それでこの地元区民からも、今、分かっているだけでもこれだけ来ていると。そういうふうなことからすると、なかなかこれを水と油の話にしないで、政府もやっている戦没者の遺骨収集の推進、この法律にも2024年までやりましょうということまで全力を挙げている最中

令和3年10月7日 企画総務委員会（未定稿）

でもありますので、何とかその一致点を見いだすということにこの時間を使えたらなというふうに思うということをお願いしたいと思います。

○嶋崎委員長 はい。ちょっと。今、小枝委員から、千代田区の関係者の調査をしてくれないかという話なんだけど、それは取りあえず今日のところは受け止めてもらって、すぐには分からないだろうから、ちょっと調査を少しかけてみてもらえませんか。

○細越政策経営部長 ただいまの小枝委員のご指示でございますけれども、我々のほうでも平和事業をやっておりますので、ちょっとできる限りの確認をしてみたいと思います。

○嶋崎委員長 それはちょっと時間を下さい。

ほかに。

○大坂委員 この陳情に関してなんですけれども、戦没者の方々のご遺骨の収集が非常に重要であるということに関しては、私も本当に大変重要な問題だと認識していますし、一国民として注視をしていきたいというふうには思っております。一方で、普天間基地の返還も、一刻も早く実現しなければならない重要な課題だと認識しておりますし、また、拡大をし続けている近隣諸国に対する抑止力といった部分でも、非常に大きな問題を抱えているテーマなんだろうなというふうに認識をしております。そういった観点から、地方自治体が国に対して意見書を上げるということに関しては、ちょっとなじまない問題なのかなというふうに私自身は感じております。

その上で、今回、追加の資料を頂きましたけれども、沖縄県内じゃなくても、この埋立ての石は十分確保できるのではないのかというようなご意見もあります。もちろんそのとおりなんだろうなというふうには思っておりますが、国のほうでこの事業を進めるに当たって、沖縄県内の砕石業者に対して広くアンケートを取って、県内で出荷することが可能であるということから、こういった取りまとめが行われたという背景もあります。それに対して、それぞれの自治体から、沖縄の砕石事業者の仕事を県外の事業者に移していきなさいよというような意見書を提出することが、果たして正しいことなのかということに関しては、やはり当事者だったり、国だったり、そういったところがしっかりと議論をして、判断をすべきものなのではないのかなというふうに思っております。

また、追加資料の10ページの右上の写真ですね。かなり深く地層のところを掘っていると。一般的に考えると、やはりこの地層というのはもう何万年、何十万年という年月を積み重ねて堆積しているものですから、ここまで深く掘れば恐らく遺骨は出てこないのだろうなと。ただ、各地にざんごうがあったりだとか防空ごうがあったりというところに関しては、恐らく10メートル程度遺骨が含まれる可能性というのは、やはりあるのかもしれないですけれども、そういったところを配慮しながらしっかりと掘っていけば問題ないのではないのかなというのが、ざっと見たところの印象なんですけれども、そういったやり取りというのも、恐らくここでこういったやり方があるんじゃないかとか、そういった違うやり方があるんじゃないかという議論について、明確に答弁したりとか、そういった事実に基づいたやり取りというのはできないのかなと思っておりますので、やはりここはしかるべきところでしっかりと議論をしていただくということが重要なのかなというふうに思っています。

今年4月ですね、国会のほうでも、参議院の厚生労働委員会で、松川るい防衛大臣政務官が答弁の中でこの問題に対して取り上げていただいています、ご遺骨の問題は大変重

令和3年10月7日 企画総務委員会（未定稿）

要であるということから、土砂の調達について今後しっかりと検討していくというふうに答弁されていますので、我々としてはしっかりと国の動きは注視していく必要があるのかなというふうに思っておりますので、千代田区議会として意見書を出すということではなく、しっかりと注視をこれからも続けていくということが大事なのかなと思っております。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにありますか。

○大串副委員長 私は、今日頂いた資料の7ページの説明がありました。で、わざわざ南部地域の土を使わなくても、新しい基地ができるということですよ。そうすると、私は、それはほかの地域の土を使ってできるんだったら、もう人道上、ぜひ、そうしてもらいたいなと思います。

それからもう一つは、千代田区は平和使節団、沖縄にも行っています。私も沖縄に行きました。そのときの語り部の方が、たしか宮良ルリさんといったかと思うんですけど、その方が、今年ちょうど終戦の前に亡くなられたというのを新聞で報道されて、ああ、あの方は亡くなったんだなと思ったんです。

そのとき、女子高校生が団長で行きました。で、その宮良さんから、この平和のバトンをおなたたちに託しましたよと、念押しをされました。そのとき私たち、全員で、分かりましたと、その平和のバトンを受け継ぎましたということで決意いたしました。その観点からすると、このたびの遺骨が埋まっている南部地域の土地を埋立てに使うということは果たしてどうなのかと考えたときに、ほかの土地でできるんであるということがここに書いてありますので、ぜひそういう方策を使って遺骨のある南部地域は残してもらいたいというふうに思います。

○嶋崎委員長 はい。

ほかにございますか。

○木村委員 ごめんなさい。ちょっと先ほど数字で一つ訂正させていただきます。この資料の中で、沖縄タイムス紙の資料で、米兵の遺骨未回収というのが228人分だと。先ほどたしか50人と言ってしまったんで、それだけ未回収がある。これはちょっと訂正させていただきますと思います。

今の大串副委員長も言われたように、この問題は辺野古基地がいいか悪いかという問題ではないわけですよ。基地を埋立てるに当たる使う土砂を、南部地区の土砂を使っているのかどうかと、こういう内容の意見書だと思うんですね。ですから、普天間基地の見方だとか辺野古基地の建設がいいのかどうか、これは全く別個の問題だということを言いたいと思います。

それから、もう一点、沖縄戦でありますけれども、沖縄を守るために行ったんじゃなくて本土を守るために沖縄は捨て石とされた。だからこれだけの甚大な被害が生まれたわけですよ。中部地区で激しい戦闘がやられ、で、そこで劣勢に立った部隊が南部に移動したわけですよ。先に避難していた住民と混ざってしまって、そこに艦砲射撃をやられたものだからこれだけ甚大な被害を受けてしまったわけですね。日本の戦争の犠牲者310万人と、で、軍人軍属230万人、民間人は80万人と言われてます。沖縄は兵士も沖縄県の住民も10万弱ずつ被害になっているわけですよ。それだけ住民もこの戦闘に巻き込まれた。だからこれだけ、しかも艦砲射撃ですから、もう遺骨が、人がばらばらにされる。

送付3-7、15、18、参考送付 陳情審査部分抜粋：

令和 3年10月 7日 企画総務委員会（未定稿）

だからまとまった遺骨がないから収集が非常に大変なわけですよ。ですから、もう丁寧に丁寧に収集をされているという状況だと思うんです。ですから、戦跡として唯一の国定公園として指定されているのもそういった経過を踏まえてのものだと思うんです。ですので、その辺を、きちんと歴史を踏まえた対応が求められているんじゃないかなと、そう思いました。

○嶋崎委員長 はい。ほかにありますか。

いろいろとご意見は様々だと思います。で、今日、木村委員からも新しい資料が、追加資料が出まして、ちょっと厚みもありますし、それから先ほどの小枝委員からの、ちょっと調べてくださいということもあるんで、取扱いはどうしましょうか。（「継続」と呼ぶ者あり）継続にさせていただいていいですか。もうちょっと調査をしたいということもありそうなので、これ、一連の参考送付も含めて、継続も新規も含めて、この沖縄の陳情、参考送付に関しては継続審査とさせていただきたいと存じますけれども、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○嶋崎委員長 はい。それでは、そのように取り扱わせていただきます。それでは、この陳情の審査を終了いたします。